

令和3年第11回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年12月21日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	13番	澁谷俊二君
14番	長谷川幸子君	15番	鈴木良勝君
16番	森元淑雄君		

欠席議員（1名）

12番 熊谷良夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	高橋穰君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	藤田信晴君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	高階優君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	奥山智佳等君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	大澤修君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	武田浩之君
生涯学習課長	佐々木寿人君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋博和	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

---

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

12番、熊谷良夫君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、7名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇村田 薫 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、2番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

(2番 村田 薫君 登壇)

○2番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項、障害者の社会参加促進への支援を。

今年の8月24日から9月5日にかけて行われました東京パラリンピックでは、様々な障害を抱えた世界中のアスリートたちが自らの可能性に挑み、力と技を競い合いました。その姿に、多くの人々が感動し、勇気をもらいました。この大会を通じ、世界人口の15%に当たる約12億人の障害者が差別されることなく共生できる社会の実現を呼びかけたことは、私たちの記憶に新しいところでは。

障害者の社会参加の促進の観点から、現在生じている課題の解消に向けまして、以下について質問をいたします。

質問事項の1つ目になります。

役場出入口にインターホンの設置と視覚障害者をインターホンへの誘導ブロックの設置による案内を。

質問の要旨。役場の駐車場などから玄関まで視覚障害者が安全に到達できるように、点字ブロックの設置と、駐車場などへインターホンを設置し、様々なハンデを持つ方々もおりますので、誘導などを依頼できるように改良できないものでしょうか。役場の長いスロープを、車椅子をこいで登るのは大変であるとの声も聞きます。町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、町では平成28年9月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を定めました。

その対応要領では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を2本の柱とし、障害をお持ちの方への町職員の対応を定めております。その中の「合理的配慮の提供」の具体例としては、段差がある場合に車椅子利用者の補助をすることや、目的の場所までの案内の際に障害をお持ちの方の希望を聞いたりすることなどを例示しているところです。

そこで、駐車場等のインターホンについてですが、かつての六郷庁舎である旧中央行政センター入口に、車椅子専用電動昇降機とインターホンを設置しておりました。その利用状況を当時の庁舎勤務者に確認したところ、利用される機会はほとんどなく、必要な際は職員が階段の昇降補助をしていたとのことでした。

こうした過去の利用状況等を踏まえますと、設置後の実利用に不透明さがあり、車椅子の方が役場庁舎のスロープにご負担を感じる場合には、事前に担当課に連絡いただくか、役場到着後に担当課に連絡いただき、職員が対応要領に従って移動の支援を行うほうが現実的ではないかと存じ、現在のところ、インターホンの設置は考えておりません。役場敷地内及び役場庁舎内で移動に支援を必要とする方が、職員に気兼ねなくお声がけいただけるよう、改めて広報等で周知してまいります。

次に、視覚障害者誘導用ブロックについてですが、2008年4月に国際交通安全学会が示した「視聴覚障害者誘導用ブロックの適正な設置のためのガイドブック」によると、障害者用駐車スペースにおける点字ブロックは、車椅子使用者のバリアになるため設置してはならないとあります。車椅子使用者の来庁がほぼ車でいらっしゃることを考えますと、その動線に入る区域に、視

覚障害者誘導用ブロックを整備することは慎重に考えることが必要であると存じます。

また、視覚障害をお持ちの方もどなたかの運転で、車で来庁されることが大半と存じますので、来庁されて支援が必要な場合には、先ほどの車椅子の方と同様にご連絡をいただき、職員が移動の支援をとらせていただきたいと思いますと考えております。

職員には、ご連絡をいただいた際に、対応要領に基づいて適切に対応するよう改めて指示するとともに、視覚障害をお持ちの方が遠慮なく職員へお声がけいただけるよう、今後広報等で周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○2番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。

無人化駅の安全と円滑な利用の再考を。

無人化された駅については、車椅子利用者や白杖を持った視覚障害者のみならず、障害の特性に対応したサポートが必要であることから、その設備になどについて、障害者の利便性と安全面を町独自に検証を行い、必要な対策が講じられますよう、設置者であるJRなどに改善申入れなどを行うべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問をいただき、さっそく施設の検証を行ってまいりました。

無人駅の後三年駅については、点字ブロックが駅正面入口、待合室及びホームに設置され、階段の手すりも設置されております。車椅子でのホームへの乗り入れは、大曲駅方面に向かう電車が発着するホームのみ可能となっておりますが、車椅子は配備されておられません。トイレは男女別で洋式化され、女子トイレが障害者用を兼ねております。

次に、管理人が常駐している飯詰駅についてですが、点字ブロックがホームにのみ設置されており、駅の入り口や待合室への設置はされておられません。また、車椅子でのホームへの乗り入れはできず、車椅子の配備もありません。階段の手すりは設置されておりますが、トイレは男女兼用で洋式化されておらず、障害者用もありません。

このような状況を、町の第2期障害者計画で定めている「バリアフリー化された町の公共施設とみなす基準」と照らし合わせてみると、後三年駅は6項目中5項目、飯詰駅は6項目中2項目

しか基準を満たしていない状況にあります。

なお、飯詰駅の管理人への聞き取りでは、飯詰駅は構造上、車椅子でホームへの乗り入れができないことから、利用者から問合せがあった際は横手駅や大曲駅からの利用をご案内しているとのことでした。

このたびの現地検証を踏まえ、障害をお持ちの方の利便性向上と安全性確保等について対応していただくよう、今後町として駅設置者に要望してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君の再質問を許可いたします。

○2番（村田 薫君） この質問は、私は特に飯詰駅を目指しているところです。

普通の駅の造りというのは、改札口を通るとすぐに上りまたは下りのホームにつながっておりますが、飯詰駅の場合は改札口を通ると、階段をまず上りまして、そしてまたその階段を下ったところに上りと下りのホームがあるという、バリアフリーという言葉には程遠い造りになっておることは皆さんもお分かりと思います。

美郷町身体障害者協会の上部団体に、日本身体障害者団体連合会というものがあります。この団体に、こういう関係の質問をして聞いてみますと、次なる回答がありました。

国土交通省の見解としましては、地方公共団体、いわゆる役場とか町が行うバリアフリー化に対して、防災安全交付金というものがあるらしいです。私はここで初めて知ったんですけども、地方公共団体の要望を踏まえて、これを使って支援するとしておるということでした。障害者の意見や要望を聞きながら、鉄道事業者や国土交通省と意見交換会などを設置してもらい、無人化駅の安全かつ円滑利用に前進してもらいたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がご説明いたしました防災安全交付金の内容については承知しておりませんので、今後確認いたしますが、国がおっしゃるその支援をするというのが、自治体を經由して駅設置者であるJRに対して支援が可能なのか、それとも国が自治体に対してそうした支援をしているということとまたご見解なのか、そこは確認してみないと分かりませんので、いずれそうした交付金があることを承知した上で検討してみたいと存じます。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○2番（村田 薫君） 質問事項の3つ目です。

道路や公共施設の工事に障害者の意見を。

質問の要旨に入ります。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、ハード・ソフト両面からの対策を促進させ、障害者・高齢者の移動の円滑化を進めることが求められます。

現在、様々な対策が講じられていることと思いますが、公共施設などの改修や工事などにおいては、安心・安全な環境を第一に、バリアフリー化をさらに推進し、各施設整備におきましては、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計基準」にもあるように、事前に利用者である地域の障害者の方々の意見も参考に、ニーズを取り入れた設計などをして、可能な限り全ての人に使いやすい施設整備をするべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県では平成14年に「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を制定しており、その中で、道路や公園、建築物の区分ごとに施設の公共性等を勘案し、用途面積等の規模要件を超えた施設の新築等に当たっては、協議や届出が義務づけられております。

条例及びその施行規則には、出入口や廊下等の幅や段差の基準、階段の造りやエレベーターの構造、車椅子使用者が利用できるトイレの設置などが規定されており、工事に着手する日の30日前までにあらかじめ知事と協議することとなっております。事前協議をすることで、計画段階から福祉的配慮を取り入れることが求められているものです。

町が発注する各種工事においても、この条例の対象施設となる場合は、当然事前協議を行っており、これらの基準を満たしたものとなっております。また、県の基準策定や見直しは、県バリアフリー社会形成審議会において行っており、その委員の中には、障害者団体や老人クラブなどが含まれ、その方々の意見を踏まえた基準等になっているものと認識しております。

こうした状況下で各種工事の調整等がなされておりますので、町の施設整備に関して、個別具体的に障害をお持ちの方々からご意見を頂戴することは、現時点では考えておりません。

なお、町の障害福祉に関し、美郷町総合支援協議会を年2回開催しておりますので、この会議の中で施設等に対するご意見があれば何うようにし、今後の参考とさせていただきたいと存じます。

なお、議員ご指摘の国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」については、障害者等から参加を得るのは市町村が重点整備地区を定めた場合であり、美郷町に

は当該地区はございません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、2番、村田 薫君の一般質問を終わります。

---

◇深 澤 均 君

○議長（森元淑雄君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って一問一答での質問を行ってまいります。

1つ目は、美郷町農業の将来像についてであります。

町の基幹産業である主食用米の生産についてですが、農水省は令和4年の全国の生産目安を675万トンといたしました。コロナ感染拡大以前の令和2年の生産目安と比較すると、実に2年間で38万トンもの減少であります。そして、この数字は、秋田県の令和4年産生産目安38万9,000トンに匹敵する大変大きな需要減で、今後の営農が不安だという声を多く聞きます。一方では、今後水田の5割を超える転作作物の転換は時間の問題のように感じています。

私はこの状況に、水稻農業全体として、所得をどのように最大化できるか、水稻と転作作物を計画的に取り組むことができるかが重要と考えます。

今後、農家の高齢化や担い手不足が懸念される中、町内6,000ヘクタールに及ぶ広大な農地を農地として、そして後世につなげていくためには、園芸などの高収益作物への取組はもちろんのこと、面的な取組としての土地利用型作物への取組も大変重要と考えます。その一つとして、国が生産を後押しし、機械化一貫体系が確立している大豆作への取組は不可欠と考えますが、町の現状と今後の振興策について見解を伺います。

また、転作面積の増加に伴って、確認作業等の増加が想定されます。現状は農政課を中心に事前準備、現地確認、集計作業など多くの労力と日数を要しているものと思います。このような課題に対して、空撮による確認作業に取り組んでいる自治体も散見され、省力化・効率化を実証している報道があります。農業現場では、ご存じのように高齢化や労力不足からスマート農業への取組が進んでいる状況にありますが、転作確認などの作業や事務においてもスマート化、システム化への取組が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。



(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年産米から行政による生産数量目標の配分がなくなり、町の生産の目安を参考に、認定方針作成者や生産者が販売状況や経営戦略に基づき売り先を確保し、米の生産数量を決定できる仕組みに変わっており、今年で4年目となっております。

本町のこれまでの生産の目安の設定状況ですが、平成30年産の56.44%から令和4年産には53.69%となり、2.75ポイント減少、面積換算で約146ヘクタールの減少となっております。

本町の気候・環境に適した水稻以外の土地利用型作物としては大豆が挙げられますが、作付面積は平成30年度の約603ヘクタールから令和3年度は約599ヘクタールで、大きな増減はない状況となっております。

町では、大豆の作付を推進するため、引き続き経営所得安定対策推進事業を実施し、産地交付金等の面積助成によって作付転換や面積拡大を支援するとともに、収穫後の乾燥調製については、管内の乾燥調製施設の能力にまだ若干の余裕があり、現時点では課題はないものの、今後不足する状況に至る場合には、国、県の補助制度等による機械設備導入を支援するほか、ケースによっては町の営農継続支援事業により、支援してまいりたいと考えております。

また、今年度、循環型農業土づくり応援事業を創設し、大豆の収量向上に資する土づくりを支援しておりますが、今後、補助単価の上限を拡充するなど、さらなる振興を図ってまいりたいと存じます。

次に、作付確認についてですが、産地交付金の交付に当たり、経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づき、交付対象水田への対象作物の作付状況を確認する必要があります。町内では美郷町地域農業再生協議会の構成団体である町、町農業委員会、秋田おぼこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、秋田県農業共済組合、合資会社照井福治商店の職員及び地域農業推進員が、例年6月と10月に延べ約380人で約1万5,000筆の圃場を現地確認しております。膨大な筆数の圃場を確認する必要があり、また交付対象農家の方々にも、立札の設置等の作業についてご負担をいただいているところです。

転作確認等の作業・事務のスマート化・システム化については、ドローンを活用する方法を導入し、現地に出向くことなく画像データで確認する事例が、国の資料に紹介されております。経費的な削減にはならないとのことですが、作業労力・時間は大幅に短縮しているとのこと、将来的にはAI等による作物の判別により、さらなる省力化が期待されているようです。

なお、導入に当たっては、国の経営所得安定対策等推進事業費補助金の活用が可能となってい

るところです。

町としても、導入に当たって必要となる地図データなどの整備が前提となりますが、負担軽減につながる取組については、今後の他自治体の導入状況等も踏まえた上で、展開可能な時期に地域農業再生協議会に提案してまいりたいと考えております。

また、国では「eMAFF」、いわゆる農林漁業関連の行政手続のオンライン化を推進しており、将来的には産地交付金等のオンライン申請が可能になるものと思われま。地域農業再生協議会のオンライン化に係る環境整備の取組に対しては、国の経営所得安定等推進事業費補助金を活用し、事務の軽減を支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） ただいまの町長の答弁を、大豆に関してでありますけれども、私は大豆への転作は年々増加しているというふうな感じを持っていましたけれども、今町長の答弁の中で、決して増えてはいない、ほとんど同程度の転作面積だということを知って、えっと思ったわけですが、今年天候が悪いせいもあってか、非常に大豆の収穫が遅れた地域も多々見られております。それは、やっぱりポストハーベストというか、収穫後の乾燥調整が、いわゆる農協側の受入れが間に合わなくて、搬入を抑制されたというような、そういうような事例もあったようですので、やはりここは今後に向かって増加することが大変予想される中でありますので、そういう集荷団体等の足並みをそろえた取組が、ぜひとも今後は必要になるのかと。そういう面では、地域の再生協議会の中でも、いろいろ幹事会等でも議題にしてもらって検討してもらおうことが大切なのかというふうに思っておりますので、そのことについてもまた一言ご回答願えればというふうに思います。

あと、転作確認のスマート化といいますか、システム化ということについては、今町長の答弁の中では、非常に前向きなように、近い将来それらの事象も含めて取り組むような感じの受け取りをしましたが、その辺についても再度確認の上でご回答願えればと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

前段の米の集荷、乾燥調整については議員おっしゃるとおりで、現在もそういうふうにしております。

それから、後段のスマート農業化といいますか、地図データについては、展開可能な時期にな

ってからそれを提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） 続いては、図書館の利用についてであります。

町民の方より、美郷町図書館の土足利用を望む声がありました。後日、図書館を訪れ、利用者の様子を見学してまいりました。勉強されている学生、読書をしている方、本を探している方など、七、八名ほどが入館していましたが、皆さん心地よく利用されているように感じました。

しかし、一方では、靴を脱ぎ、スリッパに履き替えることが利用者のハードルを上げてはいないか、足の不自由な方や車椅子利用の方などへの配慮もあるべきではないかというふうに感じたところであります。

いずれ土足利用、土足厳禁、双方とも一長一短があるようですが、利用者のニーズに沿った対応が重要と考えます。加えて、近隣図書館では土足利用が多い状況のようですが、美郷町図書館についても土足利用を検討すべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町図書館での土足利用につきましては、以前に検討したことがありましたが、土ぼこりや雨・雪による床の汚れとか、湿度変化による図書資料への影響とかが考えられ、実施には至りませんでした。このことから、スリッパへの履き替えによる利用をお願いしており、靴の履き替えのための椅子を用意するなどの配慮をしてきたところであります。

一方、県立図書館や近隣自治体の図書館につきましては、全ての図書館において、乳幼児の利用が多い「えほんのへや」を除き、土足利用にしているとのことでありました。そこでは、履き替える負担がないことから、お年寄りや障害者、子供連れの方が利用しやすくなるなどのメリットを重視しております。

そのような中で、町図書館の土足利用につきましては、町民の高齢化が進んでいることや、利用者から土足化の要望も出されていることなどから、その必要性が高まっていると考えておりました。そして町では、改めて土足化を検討していたところであり、床の汚れや館内の湿度変化への対応も考慮しながら、令和4年度には改修を行い、実施できるようにしたいと考えております。

なお、現在策定中の第3次美郷町総合計画においても、公共施設の土足化を検討しており、図書館のほか、中央ふれあい館と歴史民俗資料館も検討しているところであります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） ただいまの図書館の土足利用、令和4年度に実施を検討しているということで、大変ありがとうございました。よろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、日本航空への恩返しについてであります。

美郷町は平成25年に日本航空と連携協力協定を結びました。その目的としては、それぞれの資源や機能の活用による観光需要の創出や交流人口の拡大、さらには環境保全活動への協働などがあります。実際には、七滝山の植樹や清水の清掃などの環境保全活動、町主催のイベントやスポーツ交流など数多くの事業に参加、協力をいただいていることは周知のところであります。さらには、この連携が起点となりモンベルの誘致につながるなど、町にとっては連携の核となる企業でもあります。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大による影響で、航空業界は7割の減収と厳しい経営環境下であり、とりわけお世話になってきた日本航空には、早期の経営改善を願っているところでもあります。一方、美郷町民の中には、コロナが落ち着いたらこれまで行けなかったところに出かけたい、旅行に出かけたいなどと思っている方も少なからずいることと思います。その町民の「出かけたい」と思う資源と、日本航空の「運ぶ」という機能と、現在再開が検討されているGOTOトラベルを活用した何かができると思うのですが、それこそ「鶴の恩返し」ならぬ「美郷の恩返し」を美郷町らしく検討してみてもいいと思いますが、町長の思いをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問のお答えいたします。

平成25年4月に連携協力協定を締結して以来、多くの日本航空社員が来町し、町民とともに清水の清掃活動を行う環境保全キャンプや高齢者世帯の除雪活動を行う地域貢献キャンプ、こども園園児を対象とした折り紙ヒコーキ教室の開催など、広く交流を重ねてきております。

また、平成30年には、日本航空が所有する貴重な資料をお借りし、学友館にて「空と飛行機の世界展」を開催し、多くの町民に飛行機の世界を身近に感じていただくとともに、令和元年から2年にかけては職員の相互人事交流も行うなど、まさに地域活性化に寄与する展開を双方合意の

上で取り組んできたところです。

町では、こうした交流を下地に置きながら、平成28年度からは、観光客の増加を図る目的で、往復 J A L グループ国内線を利用し、往路が秋田空港着で、町内の宿泊施設サン・アール、あつたか山、ワクアスのいずれかに 1 泊以上される場合、1 名につき5,000円を助成する「J A L ダイナミックパッケージ割引事業」を実施してきているところです。

なお、令和2年度及び3年度は、コロナ禍により県外との往来自粛要請が県よりあったことなどを踏まえ、残念ながら事業休止しております。

いずれ、このように日本航空も美郷町も双方に意識を持って連携活動を展開してきており、美郷町については日本航空の自治体連携第1号ということで、特にご配慮をいただいているものと私は認識しております。

その日本航空が、議員ご説明のとおり、現在のコロナ禍の影響で大変な苦境に立たされております。美郷町としては、これまでの交流実績に鑑み、できる範囲で何らかの行動を取ってまいりたいと考えております。

そのため、まずは現在事業休止しているダイナミックパッケージ割引事業については、環境の急変がない限り、令和4年度はぜひ実施してまいりたいと考えております。

また、ダイナミックパッケージ割引事業の逆のパターンになりますが、町民が往復 J A L グループ国内線で往路に秋田空港を利用する場合、利用者に対して町内の産品を贈呈するなど、町内の物産振興を図りながら日本航空の利用促進に資する施策を、令和4年度から実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今回このように、今までは日本航空から美郷町が何か支援してもらおうというように、そういう前提が、大きなそういうあれがあったと思いますけれども、やはりこれから末永く連携していくには、双方向的な信頼を得るといえるか信用を得るといえるか、そういうことも必要で、やはり今町長が答弁の中でおっしゃいましたように、双方向的な意志の交流といえればいか、その支援の交流といえればいか、そういうものが必要だと思います。

やはり、今回日本航空が非常に苦しい状況にある中で、美郷らしい感覚の中でその思いを伝えるということは、非常に大事なことだというふうに思います。

今までは日本航空を使って、お客さんに美郷町に来てもらうという感覚が大きかったと思うん

ですけれども、これからは、質問の中でも言いましたように、町民がどこかへ出かけるときに日本航空を利用したらこういうサービスがあるとかそういう面で、間接的ではありますがありますけれども、日本航空に恩返しできるのではないかというふうに思いますけれども、再度その点について答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）  
これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

---

#### ◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に従って、美郷町の女性の命を守る取組である子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンの定期接種に関して一般質問させていただきます。

子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできる「がん」で、今も年間1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの女性が亡くなっています。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度基金事業を経て2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能になっています。一方で、国は2013年6月より「積極的勧奨を差し控える」としたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に7割近くあった接種率が1%未満にまで減少しております。

国は、昨年10月と今年1月の2度にわたりヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者への周知を発出し、市町村にHPV定期接種対象者へ情報提供を求めておりました。そして、積極的勧奨をしないようになった原因とされる多様な症状がワクチン未接種者にも起きることが報告され、子宮頸がんの予防効果など有効性を示す研究結果も集まったことから、11月26日の厚生労働省健康局長通知にて勧奨差し止めが廃止となりました。以上の観点から、次のとおりお伺いいたします。

これまで個別通知をしていた世代も含めた町内の全対象者に対し、このような最近の動向を踏

まえ、「国の方針が変わったこと・積極的接種を勧める分かりやすい文書」と「予診票の送付」及び「ワクチン接種について検討・判断するために必要な情報提供」などを速やかに行い、本人またはその保護者に対し、接種を推進するべきと考えますが、町の当該ワクチンに対する基本方針はどのようなものでしょうか。

現段階で、美郷町内において対象者は何人であり、そのうち「積極的な勧奨の差し控え」により接種機会を逃したと想定される方はどの程度おられるのか、その方々に対する今後の対応予定、重ねて、接種者が接種直後に体調の変化を感じた際においては接種した医療機関へ相談するのが基本であります。一定期間経過後などにおいて、当該医療機関のほかに相談する体制は十分であるのかを併せて伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヒトパピローマウイルス感染症に係るHPVワクチン接種については、平成25年6月14日付厚生労働省健康局長の勧告により、同日から積極的な勧奨を差し控えておりました。その後、令和2年10月9日付厚生労働省健康局長及び令和3年1月26日付厚生労働省健康局健康課予防接種室より、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、接種対象者等に対する情報提供をし、周知に努めるよう通知があったところです。

これを受けて町では、令和3年4月、接種対象に当たる12歳から16歳までの364人のうち、標準接種年齢である13歳に加え、14歳から16歳の女子合わせて286人の保護者に、HPVワクチン接種の定期予防接種のお知らせを個別に送付し、11月末現在で10名の方が接種を行っております。

その後、令和3年11月26日付厚生労働省健康局長通知において、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、予防接種法第8条の規定による勧奨を行うことになりました。

町では、国の方針転換に基づく情報発信及び対応の検討を進めておりましたが、今回のご質問を受けて、直ちにその旨を含むHPVワクチン接種に関する情報を町ホームページにて発信するとともに、今後、町広報2月号でその内容周知を図りつつ、国の方針を踏まえて、令和4年4月に標準接種年齢の13歳になる中学1年生女子に対して、個別勧奨を行うこととしております。また、その際には、ワクチン接種の判断が適切にできるよう、その安全性や有効性等について記載した説明資料等も同封し、接種勧奨に努めてまいります。定期接種の個別勧奨の対象となる14歳から16歳になる女子につきましても、同様の対応を図ってまいります。

積極的な勧奨の差し控えのため接種機会を逃した方への対応につきましては、平成9年度から

平成17年度に生まれた女子が該当しますが、転入転出等により、現時点で未接種者を確定することはできない状況です。

また、その方々については、本日の新聞報道にもありましたが、現在国において、公費による接種機会の提供等に向け、対象者や期間等の議論をしているところであり、今後決定される国の方針に基づき、適宜、適切に対応してまいりたいと存じます。

ワクチン接種後一定期間経過後の医療機関以外の相談体制ですが、各都道府県に「HPV感染症の接種後の症状が生じた方に対する相談窓口」が設けられており、本県では県健康福祉部保健・疾病対策課及び県教育庁保健体育課となっております。

また、「HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に係る医療機関」についても全国に配置されており、本県では「秋田大学医学部付属病院」となっており、各種相談に対応できる体制になっているものと認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 前向きなご答弁、本当にありがとうございます。HPVワクチンの対象年齢を過ぎますと自費接種、任意接種になることと、定期接種の意味も周知していただければと思います。

まず、自費接種となりますとちょっと高額になりますので、そここのところも個別通知の中に含まれていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問ですが、実務的な内容でありますので、担当課長に答弁させます。

○議長（森元淑雄君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個別勧奨につきましてのお知らせの際に、定期接種の関係につきまして具体的にお知らせすることとなります。その中に公費対象というところも記載することといたしますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。



◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

原油高騰の影響から住民の暮らしを守る支援策について伺います。

コロナ禍で暮らしやなりわいが大変になっている中、ガソリンや灯油の高騰、相次ぐ食料品の値上げなどが家計を圧迫しています。今定例会で福祉灯油助成事業が提案されており、歓迎するものですが、対象が非課税世帯です。本格的な冬に入り、暖房が欠かせない中での灯油価格の高騰は、町民生活に大きく影響します。全世帯に対する支援が必要ではないでしょうか。全国では、これまでの非課税世帯への支援から全世帯対象に支援を拡大するなどの自治体が生まれています。例えば、小坂町では、全世帯に灯油やガソリンの購入に使える1万円相当分の燃料券交付を決めています。北海道の福島町でも、全世帯に3万円分の給油券を配付する、こういうことを決めています。厳しい経済状況の下、当町でもぜひ全世帯に対し、燃料費の助成を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

また、地元事業者や福祉施設への支援も必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、町で提案した灯油購入費緊急助成事業については、灯油価格高騰に伴う低所得世帯の経済的負担軽減を図る目的で、直接灯油を使用しない福祉施設入所者等を除く町県民税非課税の約1,600世帯を対象世帯として、申請のあった世帯に1世帯当たり6,000円の現金を支給するものです。

県においては、市町村が実施する灯油購入費緊急助成事業に対して、1世帯当たり補助基準額を5,000円とし、その2分の1を市町村に助成する予定です。

なお、平成25年度に実施した「美郷町緊急経済対策福祉灯油助成事業」では、町県民税非課税世帯のうち、高齢者や障害者など、より困窮している1,000世帯を対象とし、申請された615世帯に1世帯当たり5,000円分の灯油券を交付しました。

今回の灯油購入費緊急助成事業については、先ほど述べましたとおり、低所得世帯の経済的負担軽減を図る目的ですので、平成25年度の事業に比べて、対象者及び金額を拡大しているところ

です。

全世帯に対する燃料費助成のご提案ですが、今回の対応は経済対策としての対応ではなくて、あくまで低所得者世帯の負担軽減を図る目的ですので、全世帯への助成は考えておりません。

また、地元事業者や株式会社等が経営している福祉施設への支援についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化した中小企業に対して、既に美郷町事業継続支援金を交付しております。

また、社会福祉法人が運営している福祉施設への支援については、社会福祉法人に対する税制上の優遇措置を鑑みまして、現在のところ美郷町事業継続支援金の対象としておりませんが、今後、国や県が実施する支援等の情報収集に努め、状況に応じて適切に判断してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 今後状況に応じて判断していくということでしたので、ぜひ経済対策として支援をしていただきたいという立場で質問をしたところです。

そして、国の補正予算なども決まりましたけれども、地方創生臨時交付金の中で、自治体がいろいろな施策実現のための財源となるこの地方単独事業分1.2兆円の配分があるような報道ありましたけれども、こうした中に灯油への助成の充当も活用できるのではないかと思います、そういう財政的な問題も、そういうことでクリアできると思いますけれども。

それから、特別交付税措置も原油高騰に対応した財政支援が見込まれるような報道もありますけれども、そういうことから財源なども生み出すことができると思います。ぜひ経済的支援で実施していただければと思いますが、そういう点をもう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、前段の部分で、状況に応じて適切に判断したいという答弁は、全体に係る答弁ではなくて、社会福祉法人が運営している福祉施設への支援についての答弁ですので、ご認識をお願いいたします。

それから、臨時交付金並びに特交措置についてのお話を頂戴しましたが、ご承知のとおり経済対策というのは幅広で考えないといけませんし、原油価格高騰に特化して対応するものでございませぬ。また、国からどの程度の財源が交付されるかもまだ見通しが分からない状況においては、

安易にお答えできませんし、先ほど言いました灯油価格については、今現在皆様方に予算を計上し、お諮りしているところでありますので、今後については財源がはっきりした後、また美郷町全体の経済状況を鑑みたときに臨時交付金並びに特交措置で配分される特別交付税の取扱いについて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

質問途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時59分）

---

（午前11時10分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

○議長（森元淑雄君） 町長より、先ほどの答弁の訂正がありますので、発言を許可します。

○町長（松田知己君） 深澤 均議員の1つ目の再質問に対する答弁で、大豆と言うべきを米と言ったようです。

謹んでおわび申し上げながら、訂正いたします。

○議長（森元淑雄君） それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 国保税の引下げについて質問いたします。

コロナ禍の影響に加え、米価の下落、ガソリンや灯油価格の高騰で、住民の暮らしは一層厳しさを増しています。高すぎる国保税を引下げてほしいという要望は切実です。

厚労省の2017年度国民健康保険実態調査報告によれば、国保加入者の2017年度の平均所得は136万1,000円で、10年間で2割も減りました。収入に占める保険税負担は1人当たり国保では9.1%、協会けんぽでは4.6%となっています。国保税の負担は、会社員が入る協会けんぽに比べて2倍以上の負担となっており、低収入でも高い保険税という構造的な問題を抱えています。だからこそ、全国知事会なども、国の大幅な財政出動を求め続けていることは言うまでもありません。被保険者の所得水準が低く、所得に占める保険税負担が大きいということが国民健康保険の課題だと思いますが、どのように認識されているのかお伺いいたします。

国保加入者の負担軽減を図るため、町単独の繰入金や基金を活用することが必要と思います。加入者の暮らしが厳しさを増している今こそ、基金などを活用し、新年度はぜひ国保税の引下げを求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度については、協会けんぽなどほかの医療保険制度に比べ、被保険者の平均年齢が高く、低所得者が多いなど構造的な課題を抱えていることは認識しております。そのため、負担と給付の公平性の観点から、国庫負担の拡充強化に加え、将来的な医療保険制度の一本化について、秋田県町村会や秋田県国民健康保険団体連合会の活動を通じて、国に要望しているところです。

国民健康保険税についてですが、令和元年度に資産割を廃止して4方式から3方式に改めたため、資産割分が減税されております。また、それ以降、税率の改正を実施しておらず、令和3年度税率による試算では、県内自治体の中では低いほうから4番目に位置しております。

国民健康保険の運営については、平成30年度より県に移行しておりますが、その結果、美郷町の状況だけでなく県全体の被保険者数や医療費、所得動向などが町の国民健康保険事業の運営に影響するようになりました。

本県の状況は、被保険者数の減少に比べて医療費の伸びが大きく、結果、一人当たりの医療費が増加しております。この傾向は今後も続くものと予測されることから、医療費を元に算出される事業費納付金には、負担増の方向で影響を与えるものと捉えております。

こうした状況下での議員ご提案の町単独の繰入金についてですが、秋田県国民健康保険運営方針には、「決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入の解消及び削減を推進する」と明記されております。そして、この決算補填の概念には、「保険税の負担緩和を図るための繰入」も含まれることから、一般会計からの町単独の繰入れは適切ではないと存じます。

また、国民健康保険特別会計の基金は、令和2年度末約2億4,600万円で、事業費納付金及び保険税額に対する基金保有割合では県内15位と、決して上位ではありません。医療費や所得水準、保険税収納率や1人当たりの事業費納付金に変動があるなどの不確定要素を踏まえるとともに、基金保有割合も上位ではないことを踏まえますと、国民健康保険財政の安定化の観点から、現時点においては実施できるものではないと認識しております。

なお、国民保健税率については、かかる予算編成において適切に判断し、設定してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いた

します。

○10番（泉 美和子君） この問題についてはこれまでも何回か、何度と、町長と議論をしてきたことですので、答弁も同じことでありましたけれども、新年度は、今回の米価暴落の影響で、本当に所得は減るのに保険料は増えるという、加入者の厳しい状況が予想されると思います。こういう中での国保税ですので、構造的な問題ももちろんありますけれども、そしていろいろ制度的に、県に一本化になったことによりいろいろな、一般会計から繰入れては駄目だとか、いろいろな制約ありますけれども、でもやっぱり社会保障という観点で、自治体はやっぱり加入者の負担軽減に心を砕いていくっていうこと、そこが、今こういう時期だからこそ求められていると思います。

新年度になって、事業納付金の状況とかそういうことが分からないとしっかりとしたものが出ないということはもちろん理解するものですが、ぜひ考え方として、町長から住民の負担軽減という、加入者の負担軽減という、そういう思いを示していただきたいということで、そこから辺答弁をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

私も議員と同じ認識で、加入者の負担軽減が図られれば望ましいとは認識しております。その点についてはどうぞご理解をお願いいたします。

その上で、来年度については、確かに米価は下落いたしました。国の制度によって、一定の対象者については補填があること、また今般、来年度の営農継続という観点で、農業者の所得につながる支援策を講じていることを踏まえ、全体としてどういう所得水準なのかというのは申告してみないと分からないという話にもなります。

また、議員もご承知かと思いますが、今年は天候の関係で大豆の収穫量が例年よりも向上したという話もあります。これは所得向上につながります。ですので、米一つの観点だけではなく、農業経営全体としてどうなのかということは、確定申告してみないと分からないということになりますので、来年度の負荷状況は、そうした状況も踏まえて適切に判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、農山村の振興・活性化について一般質問いたします。

人口減少の進行に伴い、農山村の多面的機能の維持が困難となり、地域活力の低下が懸念されています。このため、地域資源を生かした活気ある農山村づくりが求められています。

令和2年3月に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」では、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保について、複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環などを推進しています。また、県の「新秋田元気創造プラン」案では、賃金水準の向上を柱に据え、情報通信技術を駆使した農林漁業の推進などによる食料供給力の強化や成長産業化を図ることを検討しています。

施策の方向性として、特色ある農業の振興や農村ビジネスの促進が挙げられていますが、町民所得の向上のため、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

また、国も県も「半農半X」の取組を推奨しています。Xは人それぞれで異なり、個性や特技により社会に貢献できることであり、それと農業を営む暮らしが用語の意義です。コロナ禍を契機に、地方への移住や二地域居住、デュアルライフなどの動きが強まっており、新たな兼業スタイルによる定住を促進する観点で「半農半X」を実現し、農山村の魅力を発信すべきではないでしょうか。

次に、地域コミュニティの持続的な発展を支えるためには、すぐれた農山村景観や多様な地域資源を有する里地里山の保全承継が必要です。その中心となるのは地域住民ですが、県内外の企業や大学等との連携・協働も重要であると思います。これまでも里地里山の保全活動を町が支援してきましたが、今後の連携・協働を含めた対応方針についてお伺いいたします。

また、県では「守りたい秋田の里地里山50」を認定しており、七滝が町唯一の地域となっています。ホームページには、地域の背後にそびえる七滝山と、その裾野に広がる棚田の風景が美しい地域と掲載されています。認定された地域では、情報発信とともに、里地里山を保全承継する農業者の支援がありますが、認定のメリットを生かして、規模は小さくても一定の所得を確保できる農業に取り組んでもよいのではないのでしょうか。

さらに、里地里山の安全安心や農作物の被害防止を図るため、熊、ニホンジカ、イノシシ、猿等による鳥獣被害対策の強化が必要です。町鳥獣被害防止計画では、取組方針、被害軽減目標、

鳥獣捕獲計画、被害防止施策などが規定されていますが、当該計画の進捗状況と実施体制についてお伺いいたします。

最後に、森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵機能が十分に発揮されるよう、間伐による森林の適正な整備を推進するとともに、松くい虫被害やナラ枯れを引き起こす森林病虫害の効果的防除に努め、森林の健全化を図ることが必要です。

近年、森林経営管理法、水と緑の森づくり税及び森林環境譲与税が創設され、森林の価値が高まっています。町の水源涵養充実事業では、針広混交林に向けた林道整備を進める計画ですが、間伐面積と併せ、林道整備の目標はどのように設定しているのでしょうか。

また、森林病虫害対策については、薬剤散布による予防とともに、伐倒・くん蒸処理等による被害木の駆除などを行っているほか、被害防止のための情報提供を呼びかけていますが、現状と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、最近の動向を踏まえた施策についてです。

農業者の所得向上策については、目指す営農形態によって様々で、画一的な言い方は難しいものと存じますが、国が提示している特性を生かした複合経営等の推進や地域資源の高付加価値化の推進、農泊の推進、ジビエ利活用の拡大などの方向性に加え、県が検討している食料供給力の強化の方向性を重ねてみますと、基本的には農産物生産体制をしっかりとさせて所得向上を果たしながら、さらにその上に付加価値を乗せてどう所得向上を目指すのかという理解に至るのではないかと存じます。

その認識で整理しますと、まずは農産物生産で収入増加を果たしていくことが基本ではないかと存じます。美郷町における基幹作物の米については、今後もリスク分散と労力分散を図りつつ、収入増加に向かうことが肝要と認識しております。そのため、来年度から一般作付が始まる、販売単価の高いサキホコレについて、美郷町全域で作付可能な品種であることを踏まえ、その生産拡大による収入増加を期し、来年度から作付に係る支援策を展開していくよう、現在検討を重ねております。

次に、複合部門の収入増加については、今年度から町が推奨する作物を見直しし、高収益性の美郷推進作物と地域ブランド力を持つ美郷ブランド作物を新たに設定し、新規作付・面積拡大に対して総合的に支援策を講じておりますが、特に美郷ブランド作物として美郷雪華、レンコン、

セリについては、まさに美郷町として特色ある複合作目となるため、今後も栽培勉強会を開催し、新規作付または作付拡大につなげてまいりたいと存じます。また、薬用植物栽培も徐々に出荷額が向上してきており、引き続きその定着拡大を推進してまいります。いずれ、こうした特色ある作目の生産振興を図りながら、複合部門の収入増加を支援してまいりたいと存じます。

また、畜産については、今後、家畜飼料に町内産酒粕を利用した循環型農業の可能性について検討してまいりたいと存じます。

次に、そうした生産体制の下での高付加価値化についてですが、まずは、これまで支援してきた6次産業化は今後も支援してまいります。その前段となる農産物加工については、食品衛生法改正に伴い、例えばこれまで営業許可不要だった業種も営業許可取得が必要となり、町内においては特に漬物加工事業者に影響があるため、令和6年5月31日までの経過措置期間が終了するまでに対応していただくよう、来年度から支援に係る補助金について上限額を拡充するよう検討しているところです。

また、観光農園や直売施設、農家民宿については、現在、取り組んでいる農業者がいらっしゃいますが、今後もこうした6次産業化を志向する農業者がより取り組みやすいよう、国や県の施策に町が上乘せ支援していく認識の下、支援してまいりたいと考えております。

なお、ジビエ利活用については安定供給の問題があり、今後の課題と認識しているほか、農福連携については、就労の場の確保という側面が強く、農業者の所得向上とは別途の整理が必要なものと認識しております。

いずれ、国や県の方針は受けとめつつ、農業者の自発的な意思を尊重し、その具体化に資する支援策を適宜、柔軟に構築する観点を大切に、農業者の所得向上を推進してまいりたいと存じます。

次に、半農半Xによる地域の魅力発信についてですが、近年の田園回帰の流れは、地域に人を呼び込む好機と捉えております。

町農業委員会では、これまでの50アール以上の農地取得の要件を緩和して10アールに引き下げ、さらに宅地に附属する農地で一定要件を満たす場合は0.1アールまで引き下げる別段の面積を定め、今月10日から施行しているところです。

町としては、移住体験機会の提供とともに、半農半Xをはじめとする多様な生活スタイルを実践しやすい環境を整えている地域であることをPRし、地域の振興、活性化につなげてまいりたいと存じます。

次に、里地里山の保全についてです。



町ではこれまで、町内の児童や連携協定締結企業の日本航空株式会社、株式会社龍角散等からも参加していただき、平成20年度から七滝「水の森」植樹事業を実施し、ブナ苗木の植樹を行ってきております。また、旧花岡スキー場には町民のほか、連携を図っている株式会社山崎帝国堂、株式会社龍角散、公益社団法人東京生薬協会の参加により、平成27年度より「薬樹の森づくり活動植樹事業」を実施し、ホオノキ苗木の植樹を行ってきております。

今後も、里地里山の重要性を広く認識してもらうため、こうした取組を継続するとともに、これまで参加していない連携協定締結企業や町内企業、連携協定を締結している大学へも植樹への参加を呼びかけ、植樹事業を広く展開してまいりたいと存じます。

いずれ、こうした町主導の取組が町民に徐々に浸透し、行く行くは自発的に里地里山の保全活動を展開していくよう、その機運を育てまいりたいと存じます。

また、ご説明の「守りたい里地里山50」についてですが、認定に伴い、様々な支援を受けられる制度となっております。具体的には、県内外の企業や大学等が協働で行う、例えば地域の伝統的な作法や農法、豊かな景観等の地域資源を生かした活動等に支援を受けることができるほか、農地中間管理機構等から新たに農地を借受ける場合、借受者が賃借料相当の助成金を受けることができます。また、水田の畑地化基盤整備が可能となるため、今後、認定のメリットを対象地域の方々にきちんとお伝えし、活用を検討していただくとともに、こうした取組を通じ、農業所得の向上に加え、地域の振興や活性化につながるよう支援してまいりたいと存じます。

鳥獣被害防止計画については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき策定し、計画の中では鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減目標について定めております。ツキノワグマによるリンゴの被害額の計画値21万6,000円に対して、令和3年度実績が約2万4,000円、水稻は36万7,000円に対して約1万4,000円の被害であり、被害額の計画値を大幅に下回る状況となっております。一方、イノシシによる被害については、被害額の計画値0円に対し14万7,000円となり、残念ながら被害が発生している状況です。

なお、ニホンザルやニホンジカによるものについては、被害はありませんでした。

鳥獣被害対策の実施体制については、これまでは町鳥獣被害対策実施隊で対策に当たっていましたが、より効果的な対策を講じるため、令和3年7月に県、県警大仙署、仙北東森林組合、秋田おばこ農協、秋田ふるさと農協、美郷地方猟友会、鳥獣保護巡視員、町によって構成される町鳥獣被害対策協議会を組織し、効果的な被害防止策等について意見交換できる体制強化もしているところです。

今後も、関係機関及び関係者の連携を密にして、被害防止に取り組んでまいりたいと存じま

す。

最後に、森林の健全化についてです。

議員ご質問の七滝山については、町民の財産として守り継ぎ保全していくため、平成27年に町有財産として取得しております。その後、針葉樹、広葉樹を織り交ぜた様々な樹種による多様な森林を造成し、「美郷町水環境保全条例」に基づく水源涵養に資する山林形成に向けた構想を策定し、その構想を踏まえ、現在、六郷東根字瀧尻小字竜川から七滝に通じる「林道七滝山線」の整備事業に着手しているところです。

林道七滝山線については、現在のところ計画延長4,200メートルに対して1,000メートルが完成しており、令和8年度の完成を目指して計画的に整備を推進しております。また、針広混交林化に向けた間伐についてですが、面積は全体として約90ヘクタールを計画しており、令和3年度で約10ヘクタールを間伐しております。今後は、林道七滝山線の整備に伴い年次的に実施し、令和11年度の完了を目指しております。

森林病虫害対策については、現在、対策地域として設定された高度公益森林は仏沢9.4ヘクタール、地区保全森林は松並木ほか3か所の合計5.46ヘクタールの松に対して、松くい虫防除対策を実施する計画となっております。薬効期間や被害状況を考慮して計画的に進めており、令和3年度においては、仏沢公園で薬剤の地上散布及び被害松の伐倒駆除、松並木・山本公園においては薬剤の樹幹注入を実施してきております。

ナラ枯れ対策としては、守るべきナラ林として設定された仏沢及び七滝地内97.81ヘクタールで、ナラ枯れ被害が発生した場合に伐倒駆除や樹幹注入を実施することとなっておりますが、これまで被害がなく、対策は講じておりません。

今後も、松くい被害対策は継続して実施するとともに、病虫害被害対策の指定区域においては、松くい虫被害やナラ枯れ被害が発生した場合、迅速に対応策を講じてまいります。また、民有地における病虫害対策として迅速に被害状況をお伝えするとともに、被害防止に関する情報提供に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 森林の関係ですけれども、国で昨年10月にカーボンニュートラル宣言されて、温室効果ガスの排出量と吸収量を差引きゼロにするということを目指しておりますけれども、この産業の発展に伴いまして化石燃料の使用が増えたということと、あと森林が減少した

ということもあって、大気中の温室効果ガスが急激に増加したということが地球温暖化の原因というふうに言われておりますけれども、町の第3次総合計画案を拝見いたしましたけれども、その中で、基本施策の一つに自然豊かな環境の保全というものがあまして、推進する重点施策として水環境保全の充実、それから脱炭素化の強化という2つがありました。これにつきましては時宜にかなった対応ということで評価しております。

現在森林管理システムということで、それが運用されているということでございますけれども、その林業の成長産業化と、それから森林資源の適切な管理ということ、2つを両立した上で、都市部との交流あるいは地域活性化につなげるということが必要ではないかというふうに思っております。

町長には、将来を見据えました林業の振興、あるいは森林の管理につきましてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

森林環境については、議員もご承知のとおり、森林環境税が国民全体から負担していただく体制になっており、町としてもその交付金を活用し、民有地を含めて適切な森林管理に向かって今現在進行中です。

今後も森林環境税を財源とし、加えて民間の方がより森林に興味を持てるような取組を今後とも展開することによって、美郷町の森林環境の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

---

#### ◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

1番目、まずは再生可能エネルギー設備の設置に対する指導要綱の整備を。

四天地の山の斜面に、大規模な太陽光発電所があります。この施設の建設時に、近隣住民との

間でトラブルが起きていました。初めに聞いていた話よりも近接して建てられた、施設区域内からの排水が道路にあふれた、強い反射光が家屋内に差し込む等々、幾つかの問題がありました。その後、事業者と近隣住民との間で話し合いが持たれ、問題は解決が図られました。

太陽光発電など再生可能エネルギー設備については、近隣住民との間でトラブルが全国的に多発しています。それを防ぐため、設備を建設する際には、役場や近隣住民への事前説明を義務づけることなどをうたった指導要綱を設けている自治体があります。美郷町もそれに倣うべきではないでしょうか。

災害を防ぐ上でも、指導要綱は重要です。四天地の場所をハザードマップで確認すると、土石流危険渓流の氾濫域となっており、大雨などの際に危険を感じます。今後、そのような場所への設置は認めないようにすべきです。

以上、再生可能エネルギー設備の設置に対する指導要綱を設けることについて、ご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、1ヘクタール以上の林地開発を行う場合は、森林法第10条の2の規定により県知事の許可が必要となります。特に、ソーラーパネルを設置しようとする場合は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則」により、林地開発許可を受けるために留意すべき事項が定められております。

一方、1ヘクタール未満の林地開発を行う場合は、事業者は町に対して森林法第10条8の規定に基づき、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、町は届出書の内容を確認の上、不備がなければ確認通知書を交付することになっております。これらの手続は許認可に当たるものではないため、事実上規制ができない状況となっております。

ご質問の指導要綱の整備につきましては、自治体内にソーラーパネルを設置しようとする事業者があった場合、指導を行うこととする要綱を制定している他自治体の事例もありますので、町においても同様の要綱の制定について検討してまいりたいと存じます。

また、町内の土石流・急傾斜地特別警戒区域は全部で52箇所あり、四天地地区の太陽光発電施設設置箇所については、土石流・急傾斜地特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンには入っておりませんが、土石流・急傾斜地警戒区域、いわゆるイエローゾーンが一部に入っている状況です。建築物を土石流・急傾斜地特別警戒区域に建築する場合は構造規制や移転勧告をする場合があります。

ますが、土石流・急傾斜地警戒区域のイエローゾーンに建築する場合は、法的な規制はございません。太陽光発電施設につきましては、工作物に区分され、県、町の建築確認が必要な建築物ではないことから、規制することのできる施設ではありませんが、さきに申し上げました指導要綱等の制定により、指導することを検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 続きまして、スクールバスの利用における距離条件の緩和を。

スクールバスの利用に当たっては、小学校は3キロ以遠、中学校は6キロ以遠、冬期間4はキロ以遠と、家から学校までの距離による条件が決められています。それを冬期間だけでも緩和することはできないもののでしょうか。

「4キロ以遠」という条件は、かなり過酷であると感じます。自動車の運転免許を持つ大人の感覚では、冬場に4キロの道のりを歩くことなど、まず考えられません。また、通学環境は一様ではなく、家並みが続く町部を歩くのと、吹きさらしのホワイトアウトの中を歩くのとでは、安全性と疲労度は全く違います。

このような観点から、町教育委員会が条件を一律に決めてしまわず、判断を学校側に委ねてもよいのではないかと考えます。加えて、通学環境の厳しい地域は、適宜の判断により、バス乗車を認めてあげたほうがよいと考えます。児童生徒数が減少すれば、バス利用の対象地域を広げていきます。条件を毎年度見直していくことが必要だと考えます。

以上、スクールバス利用における距離条件の緩和、そして運用判断の分権化と柔軟な対応に関して、ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

スクールバスを利用できる町教育委員会が定めた基準につきましては、小学校で通学距離が3キロメートル以上、中学校で冬季以外の利用が6キロメートル以上、冬季利用が4キロメートル以上としてきました。この基準につきましては、文部科学省の「徒歩や自転車による通学距離を、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」という指針を基に定めております。

例えば、文部科学省が平成27年に公表した学校規模適正化の「手引き」では、徒歩や自転車に

よる通学距離とストレスとの関係性について、小学校5年生と中学校2年生を対象に調査研究を行い、その結果を述べております。そこでは、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内という通学距離の範囲について、気象等に関する考慮要素が少ない場合に、ストレスが大幅に増加することが認められなかったとしておりました。これらを踏まえまして、町教育委員会では、冬の通学環境が厳しいことを考慮しまして、小学校で文部科学省の4キロメートル以内のところを3キロメートル以内とし、中学校で冬季において、6キロメートル以内のところを4キロメートル以内としているところであります。

スクールバス利用の現在の状況であります。今年度の中学校の利用人数は195人であり、そのうち1年間の利用が137人、冬季利用が58人となっており、全校生徒の約47.5%の生徒が利用しております。また、バス1台当たりの乗車人数は平均で33人であり、最も多いところで42人、最も少ないところは23人です。仮に、利用できる距離の条件を緩和した場合には、利用者の増加によって、乗車時間が非常に長時間になる生徒も出てきます。このような中で、ご質問にありました、利用基準を学校に委ねた場合や、町教育委員会で基準を柔軟にした場合には、その基準の設定が難しくなり、対応に困難を来すと考えております。

一方、冬季間の通学路の安全確保につきましては、建設課と連携しながら、除雪を含めた安全確保に努めてきているところであります。また、強い吹雪のときなどには、緊急メールなどにより各家庭にご協力をお願いし、安全確保に取り組んできたところです。

以上のことから、現段階においては、スクールバス利用の距離条件の緩和や利用基準を柔軟にしていくことは難しいと考えております。

なお、私の教員としての経験からですが、子供たちが学校に、自分の意思で、意欲をもって学びに行くという姿勢を育てるためには、自分で歩いて、または自転車通学で、少し汗をかいて校門をくぐる事が大切のように感じてきたところであります。

以上であります。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 現段階では難しいというご答弁でしたけれども、私の経験といたしますか、私2キロ以上歩いて学校に通ったことがございません。小中高と、全部2キロ以下です。

現実的に、子供に冬場4キロを歩かせるというのは、非常に厳しいことであるというふうなことは私思います。ほかの自治体で、どれぐらいの基準でバスに乗車させているかというのを調べてみましたけれども、例えば西日本の、雪の降らないような地域でも2.5キロ以上で乗せているよ

うなところも結構あるようでありました。ですので、現段階、いろいろバスの台数ですとか運転手の人員ですとか、そういう使える、使用資源に限りがあるのも分かりますし、現段階では距離条件の緩和などをしていくのが難しいというのは分かりましたが、今後条件が整い次第少しずつ緩和していくと、毎年度のように固定的に考えてしまわずに、今後も随時条件を見直していくということが大切ではないかと思いますが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） 近隣の自治体の状況ということも、西日本の例ということでありましたけれども、この付近では冬場、大仙市も横手市も仙北市も、まず基本的には文部科学省の基準で、小学生は4キロメートル以内、中学生は6キロメートル以内という原則は変えないで、ただ地域の特性を考慮して、特別な対応をするところはあるという感じで行っております。ですから、それに比べると美郷町は小学校で3キロメートル以内、通年ですけれども、ということ、あるいは中学生で4キロメートル以内としているのが、近隣のところに比べてもまず配慮した基準で一応運用しております。

そのようなことで、現在のところ中学生の4キロメートル、徒歩というのは、ある程度体力がついてきておりますので、非常にきついというようなことは、直接は、こちらには来ていない、聞こえてきてはいない状況であります。それぞれの体力ありますので、難儀だと思っている子供たちはそれなりにいるかと思いますが、それぞれの状況において頑張っている通学していると、その中で心も体もある意味では鍛えられているという面もあるのではないかというふうに思っております。

その辺のところを現在の状況では判断しておりますので、今後継続してということですが、時間がたって、それでどうかということは、それぞれ通学状況については、注意深く見ていくということはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） それでは、続きまして、都野・東君堂線に暴風雪柵の設置を。

都野・東君堂線は冬期間、吹雪による交通障害が多く発生しています。自動車が単独で吹きだまりに突っ込んだだけで済めば「まだまし」ですが、近くを歩いていた通学中の子供たちを巻き込むような事故につながったとすれば、一大事です。

美郷町内の道路交通網における動脈ルートであり、通学路としても使われている都野・東君堂

線に、防風雪柵を設置することはできないものか。全区間への設置が難しいとなれば、境田よりも北の区間だけでも設置することはできないか、ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

都野・東君堂線における防雪柵の設置についてですが、この路線は南北に長い路線となっており、場所によっては強風を遮る建物がなく、西側からの強風によって吹きだまりが発生することがあることは承知しております。そのため、通常の早朝除雪のほかに、日中歩道を歩けないほどの積雪がある場合や吹きだまりが発生している場合などは、下校時間に合わせて歩道除雪を実施してきているところです。

なお、車道除雪も日中の降雪状況によっては、その都度除雪を行い、交通障害が生じないように努めてきております。

しかしながら、昨年のような大雪の場合、除雪後一定時間経過しますと、また吹きだまりが発生してしまう状況となり得ます。そのため、当該路線と同様に南北に走る路線については、今冬、通学路を中心に吹きだまりの発生状況を調査してまいりたいと存じます。

なお、申すまでもありませんが、防雪帯の整備にはかなりの予算を必要とします。そのため、一定の基準を設けて整備の是非を検討することが必要となりますので、今冬の調査結果等を踏まえ、今後その設置基準を定めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 基準などを設けて今後考えていくということでしたけれども、暴風雪柵の整備にはかなりの予算がかかるということは私も理解しております。

交通障害を防ぐということが目的ですので、暴風雪柵の設置が財源、予算的に難しいのであれば、例えば幅員を示す光る表示サイン、ポールですとかワイヤーロープを設置するなどという、そういう視認性を高めるという方法で対応をするということも考えられますので、ぜひそれらもご検討いただきたいと思いますと考えますが、この件についてご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今冬、調査結果を踏まえて基準を定めるということは、議員おっしゃったことも含めて検討す



ることになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 通学路に防犯灯の増設を。

暗くなってから帰路に就く中学生がたくさんいます。夜間の安全性について確認すると、防犯灯の設置されていない場所があります。その一つが赤城扇田線です。歩道は立派ですが、防犯灯は集落の近くにあるだけで、集落と集落の間は暗く、非常に心もとなく感じます。

歩道付きの通学路には、家並みが続いている区間にも、防犯灯を設置すべきではないでしょうか。通学路における防犯灯の整備計画について伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、町では現在2,848基を設置、管理しております。

防犯灯の設置基準としては、次の要件のいずれかを満たすこととしております。1つ目が、小中学校児童生徒の通学路として利用されていること。2つ目が、不特定多数の町民等が通行する場所であること。3つ目が、犯罪、事故が既に発生、または発生の恐れがある場所。4つ目が、設置により農作物等に悪影響を与えない場所などとしております。これまで、このような基準の下、地権者の合意や地域の総意を得て設置をしており、令和2年度は5基を設置しているところ です。

議員ご質問の、美郷交番から扇田地区への町道赤城扇田線については、電力柱のある区間及び交差点に防犯灯を6基設置しておりますが、議員おっしゃったとおり、一部区間では防犯灯に集まる害虫の影響の関係で設置できずにいるところ です。こうした設置が難しい箇所については、今後、歩行者や自転車の安全性を現状以上に向上させる代替案について検討してまいりたいと存じます。

また、通学路につきましては、毎年、通学路の変更箇所や危険箇所について各学校から聞き取りを行い、大仙警察署、建設課、住民生活課及び町教育委員会で合同点検を実施してきておりますが、防犯灯についてはその点検対象としてきておりませんでした。今後の合同点検の実施に当たっては防犯灯もその対象とし、日暮れ後の通学路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 消雪道路の改修工事は商店街を優先して。

中央通り線の消雪施設改修工事が今年度から始まりました。初めに施工された鑓田の一部区間で効果の検証を行い、結果がよければ年次計画を策定し工事区間を広げていくことになっています。この施工の順番についてですが、馬町などの商店街を優先してほしいと考えております。

鑓田から琴平にかけての「北区間」は、ゆるやかな勾配がある土地の上に道路が敷かれています。それに対して、西高方町から馬町、米町までの「南区間」は勾配がなく、水を流すために道路のセンター部分を盛り高くしています。「道路が横に傾斜していて歩きにくい」「冷えた朝に路面の氷で足を滑らせて転んでしまった」といった苦情が多く寄せられるのは、この区域です。商店街の真ん中にあり、無雪期でさえも歩きにくい区間の改修を優先すべきではないでしょうか。ご見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消雪道路の改修工事についてですが、この路線は旧国道または旧県道から町道に移管されたもので、50年ほど前に消雪施設が設置されております。

町では従来の凹凸型消雪ノズルを、平成21年度に約9,000万円を投じて、埋込型消雪ノズルに全線改良するとともに、舗装面も流水性を担保するよう全線改修し、現在に至っております。

しかし、消雪用の配水管は更新しなかったため、錆びて漏水している箇所が生じている可能性があります。この漏水によって消雪散水量が不安定になり、消雪機能が十分に果たされない、あるいは漏水による路盤軟弱化によって舗装割れが発生し、消雪機能が十分に果たされていないなどの可能性があるものと認識しております。

こうしたことから、今年度は、舗装割れが著しい鑓田地区の一部について、配水管の交換及び消雪ノズルの交換、舗装面の全面改修に着手したところで、今年度施工した150メートル分につきましては11月に完成し、消雪施設の順調な散水を確認しております。その結果、先般の降雪の際にはきちんと消雪がなされ、消雪機能も順調と認識しております。

なお、それ以外の区間については、全線にわたってバルブの調整、それから補修を行いつつ、米町にある井戸の洗浄を行い、消雪水量の安定化を図ったところです。

今後の対応についてですが、今年度実施した箇所から一定距離南下し、舗装割れが著しい箇所の改修を行った後に、消雪水量が著しく少ない箇所、あるいは路面勾配の関係で路面散水に課題

がある箇所を優先して改修する方針とし、対応してまいりたいと存じます。

なお、限られた財源の中で、町全体に広く存在する整備必要箇所を、バランス感をもって対応していくためには、かなりの予算を要する当該路線の改修工事について、複数区間を同時並行で実施することは困難で、さきに鈴木議員の一般質問にお答えしたとおり、投下予算規模を考えながら年次計画で対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

---

#### ◇熊谷隆一君

○議長（森元淑雄君） 次に、1番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（1番 熊谷隆一君 登壇）

○1番（熊谷隆一君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項は、真昼山など町の東側にそびえる山脈への登山客に関連する事項であります。

町では、これまで湧水を観光の目玉として各種の関連した事業を行ってきましたが、そのことに加えまして、現在は七滝山や真昼山など町の東側にそびえる奥羽山脈への登山客を誘致する新たな取組を、秋田県の協力を得ながら進められております。美郷中の生徒が真昼登山をした様子が広報美郷に紹介されておりました。また、私たちが小学生の頃に真昼登山をしたときのことを思い出しますと、頂上が見えてからの登りのきつさや、登り終えてからの昼食のおいしさ、そして頂上から見た眼下の自分たちが住んでいるところの眺望のすばらしさに感動したことを今でも覚えております。

登山道入り口に位置する大坂集落の住民からは、登山客が大分増えてきたようだという話を伺いました。そして、登山道の入り口を聞かれることがよくあるようになったことや、大曲方面から来た登山客が、みずほの里ロードを左折して、元本堂の方面に行って、元の斉藤商店、地元では典藏みせと言っておりましたけれども、そこから右折して登山道に向かう人が多くいるということのようです。カーナビの案内がそのように指示しているのかは分かりませんが、今後登山客が増加することが予想されておりますので、現在のところのおおよその登山客数と、それからもっと分かりやすい登山道入り口等の案内看板の設置等についてどのように考えているのかということについてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町では「美郷町観光振興計画」に基づき、「地域資源とニューツーリズムのネットワーク化」の取組として、真昼山をはじめとする山岳フィールドの整備について、昨年度より計画的に進めているところです。

主な整備内容ですが、真昼山については、議員ご説明のとおり、県との連携のもと、3つの登山口にそれぞれ大型案内看板を設置するとともに、各登山道に誘導標柱を26か所設置しております。七滝山については、誘導標柱を3か所、休憩ベンチを2か所に設置したほか、急傾斜地への階段設置を行っております。女神山については、今年度新たに「土手森登山道」の整備を行っており、真昼山、七滝山と合わせて、合計6コースの登山道と6か所の登山口が整備されたこととなります。

こうした計画的な山岳フィールドの整備に加え、コロナ禍によるアウトドア志向の高まりもあって、美郷町を訪れる登山客は徐々に増えているものと認識しておりますが、ご質問のありました登山客の入山者数については、現在のところ把握する手段がなく、実態把握が困難な状況にあります。

しかし、今年度の取組として、全ての登山口に登山届用のポストを設置しましたので、今後はこの登山届用のポストである程度入山者数の把握が可能となります。来年度から把握してまいりたいと考えております。

次に、登山口への案内看板についてですが、真昼山登山口に誘導する案内看板については、現在、県道大曲田沢湖線から一丈木公園に向かう丁字路付近に2か所、一丈木公園からみずほの里ロードへ向かう大坂集落内に2か所、みずほの里ロード上にある大坂集落の十字路付近に5か所、善知鳥児童会館付近に2か所、吐出集落の十字路付近に1か所及び大型看板が1か所と、主要道路を基本として合計13か所の案内看板を整備しております。

一定程度、案内看板は整備しているものと認識しておりますが、議員ご指摘のように地区住民にお尋ねする方が一定程度いらっしゃるとすれば、それは案内看板の視認性に課題があるのかもしれない。

今後、山岳フィールドの整備やアウトドア志向の高まりなどにより、さらに登山客が増加することも予想されますので、改めて観光客目線に立って案内看板の視認性などの検証を行い、必要があれば適切に対応してまいりたいと存じます。

なお、地区住民におかれましては、今後も観光客から道を尋ねられることがあるものと存じますが、これまでと同様にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで1番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後0時10分）

